

土用の丑の日



夫婦揃ってウナギが好きです。ですので、この時期がくると（この時期だけではないのですが）ウナギを食べて幸せを感じています。

息子は骨があるからという理由で魚嫌いなのですが、ウナギでさえ骨を理由に食べようとしません。ウナギには大きい骨なんてないから食べなよと勧めてみても断固拒否です。せっかくお店に行ってもウナギを頼まずに親子丼などを注文する始末です。

子どもと幸せの共有ができずにモヤモヤしますが、放っておいてもそのうち食べるようになるでしょうし、しばらくは夫婦だけで幸せをかみしめることにします。

裁判所の夏季休廷期間

裁判官ごとに3週間ほど裁判期日を入れない時期があります。

全ての裁判官が一斉に休廷期間に入ると裁判所が機能停止してしまいますので、前半と後半で時期をずらして対応しています。

ということを依頼者に説明すると、裁判官の夏休みは3週間もあるのかとびっくりする方もいますが、実際には裁判所にきて書面作成などを行っているようです。

遺言

自筆証書遺言を作成する際、これまでは全て手書きで作成する必要がありました。一部でも手書きではない部分がある場合、その遺言は無効になっていました。

ですが、民法の改正により、財産目録の部分はパソコンで作成することが可能になりました。この改正により自筆証書遺言は従前よりも利用しやすくなりましたが、その他の記載に不備があれば無効となることに変わりありません。例えば、私が相談を受けた際、作成日の記載のない遺言をみせられたことがあります。残念ながら無効な遺言です。

というように、自筆証書遺言には依然としてリスクがありますので、遺言の作成を検討しているという相談を受けたときは、公正証書で遺言を作成することをお勧めしています。

そのほかに秘密証書遺言というのも一応あるのですが、15年近く弁護士をやってきて一度もお目にかかったことはありません。

取手駅前法律事務所

弁護士 大関 太朗

〒302-0004 取手市取手 2-10-15 ナガタニビル 5F

TEL 0297-85-3355 FAX 0297-85-3377

URL <http://mo-law.net/>

営業時間：9:00～18:00（平日）

土・日・祝日相談可能（要相談）

弁護士紹介

大関 太朗

平成13年 早稲田大学商学部 卒業

平成18年 司法研修所入所

平成19年 弁護士登録（登録番号：35538）

東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所

平成23年 茨城県弁護士会へ登録換え

眞鍋・大関法律事務所 開設

平成28年 取手駅前法律事務所 開設